

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)
調整の方針	<p>(案) 国又は県等が定める制度については、現行の実施方法を基準とし、町域全体で実施するよう新町において調整するものとする。 各町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、町域全体で実施するよう新町において調整するものとする。 高齢者福祉・障害者福祉関係の事業については、従来の実績等を尊重しつつ町域全体の均衡を考慮し、新町において調整し実施するものとする。</p>		
区 分	南 部 町	南 部 川 村	具 体 的 な 調 整 内 容
配食サービス事業	対象者	自ら調理することが困難であるか又は適切な食事をとることが困難な高齢者や身体障害者等	村内に居住する概ね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等により調理が困難な者。
	委託料	1食700円 (年間上限額 3,045 千円) (月、水、木に実施)	介護予防生きがい活動支援委託料 300円/食(毎日実施)
	利用料等	300円/食(材料費)	500円/食(材料費)
	その他	[委託先]社会福祉協議会	[委託先]社会福祉協議会
家族介護慰労金支給事業 (村単独事業)	対象者	国の補助制度に基づき、平成 14 年度に実施。対象見込み 2 件 1 年間サービスを利用していない(ショートステイを除く)介護保険、介護度 4 及び 5 の市町村民税非課税世帯	<p>【親を大切に介護手当支給条例】 寝たきり老人等及びその介護者が村内に 6 ヶ月以上住所を有する場合において介護者に支給する。ただし、介護者に変更があったときは、従前の介護者の住所及び介護者の期間を通算する。</p> 1人月額 5,000円 4月～9月までを前期分とし9月末日までに、10月から翌年3月までを後期分として3月末日までに支払う。 介護手当申請書に民生委員の意見書を添付の上、審査し認定する。
	内 容		
老人憩いの家管理運営	施設名	南部町立二子の里 (設置 S49) 温泉あり	南部川村保健福祉センター(ふれあいセンター)内に憩いのスペースを設置
	概要	65歳以上の者、介護者、身体障害者手帳の交付を受けている者及びそれに準じる者 無料 上記以外の者 大人(中学生以上)400円 小人(小学生以下)200円	センター内の風呂は、主に自立と介護の人が利用。使用に際しては、年齢制限は設けていない。 センター内風呂代 200円(タオル貸代、洗濯代)
	管理	[委託先]社会福祉協議会	[委託先]社会福祉協議会
高齢者集会所	施設名	さくら会館	高城高齢者センター(南部川村高野) ゆうゆうコミュニティ施設 「きらく園」(南部川村清川)
	管理	南部町花の会	高城地区老人クラブ 清川地区老人クラブ
それぞれ、現在の施設で、現行のとおり新町民が利用できるようにする。 管理については、現行のとおり社会福祉協議会に委託する。			
現行どおり、これまでの利用形態を基本としていく。			

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)	
調整の方針					
区分	南 部 町		南 部 川 村		具体的な調整内容
家庭介護用品支給事業 紙おむつ支給事業 (町単独事業)	対象者	【家庭介護用品支給事業】 要介護4又は5に相当する在宅の高齢者であつて、市町村民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族。(平成12年度利用者数12名) 【紙おむつ支給事業】 要介護状態で常時失禁状態にある在宅の65歳以上の高齢者、所得税非課税世帯である者	在宅で介護を必要とする要支援若しくは要介護と認定された者及び心身障害者を介護する者(平成12年度実績 135人)		家庭介護用品支給事業は、国の「介護予防・生活支援事業実施要綱」により実施する。 実施方法は現物給付のみか、現物給付及びクーポン券方式(月単位定額)か、委託先と委託料を含め合併までに検討調整をする。 紙おむつ支給事業は、国の補助事業を優先した上で、「和歌山県在宅高齢者支援事業」の紙おむつ事業により実施する。 合併までに委託先と調整をする。
	支給額	【家庭介護用品支給事業】 年額1人当たり上限75,000円とする。ただし、対象者が家族介護者交流事業のサービスを併せて受けることを希望しない場合に限り、年額1人当たり上限を100,000円とする。 【紙おむつ支給事業】 年額一人あたり上限55,000円	給付対象品目の購入に要する経費の1/2以内とする。 給付限度額は、一人当たり年間12,000円以内とする。		
	支給方法	申請書の提出を受け、審査のうえ紙おむつ引き換えクーポン券を給付する。	償還払い方式により「家族介護用品支給事業給付申請書」の提出を受け、審査、決定し、口座振込により支給する		
	その他	[委託先]社会福祉協議会	[委託先]社会福祉協議会		
敬老祝い金	対象者	支 給 品 等	支 給 品 等		敬老祝い金については、新町において調整する。
	80歳以上		5,000円		
	85歳以上	5,000円			
	90歳以上	10,000円程度の記念品			
	95歳以上		10,000円程度の記念品		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)	
調整の方針				
区 分	南 部 町	南 部 川 村	具 体 的 な 調 整 内 容	
敬 老 行 事	対象者	【元気！ふれあい長寿のつどい - 敬老福祉大会】 当該年9月15日現在で満75歳以上、町内に在住している者	【老人慰安一泊招待】 当該年9月15日現在で満75歳以上、村内に在住している者	開催方法は南部町の例による。 現行では対象者が75歳以上であるが、参加者の増加により開催場所の問題がある。2回～3回に分けての実施や、対象年齢の引き上げ、欠席者への祝い品配布など具体的な内容は新町において調整する。
	実施日 主な内容	紀州南部ロイヤルホテルで敬老福祉大会を実施。 日帰り招待 式典、余興等 欠席者で寝たきりの方に祝い品配布	9月の第1水曜日、木曜日、金曜日にかけて1泊2日で2地区に分けて国民宿舎紀州路みなべに招待（バスによる送迎あり） 内容 講演会、アトラクション 欠席者全員に2,000円の商品券配布	
	その他	[委託先]社会福祉協議会		
生きがい活動支援通所事業 (老人ミニデイ サービス事業)	対象者	町内在住のおおむね65歳以上の虚弱、又はひとり暮らし高齢者等であって、介護保険給付対象者以外の者とする。	村内に居住する概ね65歳以上の虚弱、又は一人暮らし高齢者等であって介護保険の給付対象者以外の者とする。	距離的な問題から送迎のこともあり、当面の間は現在の利用形態で実施する。 南部川村には単独補助があり、新町において国庫補助のみで運営できるよう調整する。
	サービス 内容	生活指導、日常生活訓練、趣味活動、健康状態の確認 送迎、入浴サービス、給食サービス	生活指導、日常生活訓練、趣味活動、健康状態の確認、 送迎、入浴サービス、給食サービス（週1回）	
	委託先 実施場所	南部町社会福祉協議会 南部町デイサービスセンターゆうゆう館 南部町デイサービスセンター二子の里	南部川村社会福祉協議会 - 保健福祉センター 特別養護老人ホームときわ寮梅の里 - 併設のデイサービスセンター	
	委託料	平成13年度の場合 南部町社会福祉協議会 9,848千円 内訳 二子の里8,934千円 (パート2名分の人件費と施設維持管理費) ゆうゆう館 914千円(利用報酬)	平成13年度の場合 南部川村社会福祉協議会 7,653,280円 922件(H13事業運営費含む) 特別養護老人ホームときわ寮梅の里 11,693,000円(デイサービス[生きがい+介護にかかる]職員3名、臨時職員4名の人件費及び諸経費含む) 875件(生きがいのみ) (H13事業運営費含む)	
利用料	1回700円 (非課税世帯に属する者は1回500円)	有り(委託先による直接徴収) 600円(利用料)+500円(昼食)=1100円		

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

住民福祉部会

協議項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	住民福祉関係事業(高齢者福祉・障害者福祉関係)	
調整の方針				
区 分	南 部 町	南 部 川 村	具 体 的 な 調 整 内 容	
障害者(児)福祉手当	制度	南部町心身障害児等在宅扶養手当 南部町在宅重度障害者福祉手当	南部川村心身障害児扶養手当 南部川村心身障害者福祉手当	
	目的	障害を有する児童・特定疾患認定児並びに重度障害者に手当を支給することにより、福祉を増進する。	重度障害者、障害児及び20歳未満の障害者に対し、福祉年金を支給することにより、福祉の増進に寄与する。	
	要件	南部町に居住し、かつ住民基本台帳登録されている者。町外の施設に入所中は町民とみなす。	南部川村に居住し、かつ住民基本台帳登録されている者。	
	対象者	(1) 18歳未満 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している者。特定疾患認定児童 (2) 20歳未満 身体障害者手帳2級以上所持児(内科的疾患によるものを除く) 精神の発達が停滞しているため常時介護が必要な児童 (3) 身体障害者手帳1・2・3級所持者 療育手帳A・B所持者 所得制限なし	(1) 20歳未満 身障手帳4級以上又は、療育手帳B1以上を所持している者。(養育している者) (2) 20歳以上 身障手帳4級以上又は療育手帳を所持し、かつ公的年金を受給していない者。	国の施策に上乗せした町村単独の制度であり、支給金額や支給対象者、所得制限の有無など、調整方針によっては新町の大幅な負担増となることから、合併までに十分検討調整し制度を一元化する。
	支給期間	受給資格を取得日の翌月から資格の消失した日の月まで。	受給資格の取得した日の属する月から資格の消滅した日の属する月まで。	
	支給期日	年2回 9月、3月にそれぞれの当月分まで支給	年2回 9月と3月に支給。	
	支給額	(1) 年60,000円(月5,000円) (2) 年60,000円(月5,000円) (3) 年36,000円(月3,000円) 平成13年度事業費 8,391千円	年48,000円(月4,000円) 平成13年度事業費 1,268千円	